

三川町ふるさと応援寄附金返礼品募集要項

(目的)

第1条 この要項は、三川町ふるさと応援寄附金の推進を図るとともに、町内産業の活性化に寄与することを目的として、本町への寄附者に対して返礼品を贈呈するため、事業者又は個人から返礼品を募集するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(返礼品提供事業者)

第2条 この要項において返礼品提供事業者（以下、「事業者」という。）とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町内に主たる事業所等を有する法人その他の団体又は町内に住所を有する個人であること。
- (2) 各種法令規則等に沿った生産・製造・販売等を行っていること。
- (3) 三川町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しない者であること。
- (4) 返礼品の梱包から発送まで責任をもって行える者であること。
- (5) 町の政策を理解し、まちづくり推進に積極的に協力する者であること。
- (6) 三川町個人情報保護条例及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる者であること。
- (7) 食品の返礼品を取り扱う場合は食品表示法を遵守し、産地名や原材料名等の表示事項を適切に取り扱う者であること。

(募集する返礼品)

第3条 この要項において返礼品とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本町のPRに繋がるような商品等であること。
- (2) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される地場産品基準のいずれかに適合するものであること。
- (3) 品質及び数量の面において安定供給が見込めること。ただし、期間が限定されるものについては、期間及び数量限定で提供可能なものであること。

(返礼品提供事業者の登録)

第4条 事業者となることを希望する者は、三川町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、町長に提出する。

2 町長は、その内容を精査し、事業者として適当であると認めるときは、三川町ふるさと応援寄附金返礼品提供事業者登録承認書（様式第2号）により、承認内容を通知するものとする。

(返礼品提供事業者の登録期間)

第5条 事業者としての登録期間は、事業者として登録した日の属する年度の年度末までとする。ただし、町長と事業者が協議の上、登録期間終了後も引き続き事業者として登録しておくことが適当と認められる場合は、登録期間を1年間延長できるものとし、以後も同様とする。

(返礼品の届出)

第6条 事業者が返礼品を提案するときは、三川町ふるさと応援寄附金返礼品届出書（様式第3号）に必要事項を記入し、町長に提出する。

2 返礼品の額については、消費税、梱包料を全て含んだ額とし、寄附金額に対する返礼品

の額が3割以下となる寄附金額を町が設定するものとする。

3 送料については、平均送料を算定し、返礼品の額と合わせて届出するものとする。

4 食品の返礼品を取り扱う事業者は、返礼品に関する地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類（電磁的記録を含む）を別途整備し、保存しなければならない。

（返礼品の取扱い期間）

第7条 返礼品としての取扱い期間は、返礼品として届出した日の属する年度の年度末までとする。ただし、町長と事業者が協議の上、取扱い期間終了後も引き続き返礼品として取扱うことが適当と認められる場合は、取扱い期間を1年間延長できるものとし、以後も同様とする。

2 年度途中の返礼品の額の変更は、原則行わないものとする。返礼品が2カ月を超える定期便でかつ、当該年度を超えて配送される場合においても同様とする。

（届出義務）

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 返礼品の発送に遅延が生じたとき。
- (2) 返礼品が販売中止になったとき。
- (3) 商品の品質及び発送過程等で事故等の問題が生じたとき。
- (4) 産地や事業者又は個人の内容に変更が生じたとき。
- (5) 個人情報情報の漏えい、滅失、毀損の問題が生じたとき。
- (6) その他申込書の記載内容に変更が生じたとき。

（返礼品の取扱いの中止）

第9条 次の各号のいずれかに該当するときは、返礼品の取扱いを中止する。

- (1) 事業者登録の申請内容及び返礼品の届出内容に虚偽があったとき。
- (2) その他、町に損害を及ぼす行為があったとき。

2 前項第1号及び第2号に該当する行為により町に生じた損害があるときは、事業者は当該損害を賠償するものとする。

（返礼品に関する調査応答義務）

第10条 町長は、必要に応じて、返礼品の内容が第6条において届出した内容と相違がないかどうかを確認するため、事業者に対し書面による調査や事務所等の実地調査を行うことができるものとし、事業者は、合理的な理由なくこれを拒否してはならない。

（補則）

第11条 本要項に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

2 本要項は、予告なく変更する場合がある。